

## 土地等使用貸借契約書

令和 年 月 日

(甲) 住所  
電話番号  
氏名

印

(乙) 住所 甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話番号 055-237-1161  
氏名 甲府市  
甲府市長 樋口 雄一

貸付人\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と借受人甲府市 (以下「乙」という。) は、甲が所有する次の物件目録に記載の土地、又は建物等の一部 (以下「土地等」という。) の使用貸借について、次のとおり契約 (以下「本契約」という。) する。

(契約の主旨)

第1条 甲は、乙に対し土地等を無償にて貸付けることとし、乙はこれを借受けるものとする。

(使用の目的)

第2条 乙は、土地等を消火栓器具格納箱の設置の用に供するものとし、この目的以外に使用しない。

(善管義務)

第3条 乙は、常に善良なる管理者の注意義務をもって、土地等の維持管理に当たらなければならない。

2 乙又はその使用者等の過失により土地等を毀損したときは、乙は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第4条 本契約に基づく消火栓器具格納箱の設置及び修繕等の費用は、乙の負担とする。

(禁止事項)

第5条 乙は、本契約によって取得した権利を第三者に譲渡、又は甲の土地等を転貸する等、甲に損害を及ぼす一切の処分をしてはならない。

(契約期間)

第6条 本契約の期間は、乙が甲の土地等に設置した消火栓器具格納箱を撤去するまでとする。

(契約の失効)

第7条 甲は、次の掲げる事項に該当することが認められたときは、その効力を失うものとし、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が第3条に定める善管義務を怠ったとき、又は第5条に定める禁止事項を行ったとき。
- (2) 甲が土地等の所有権を滅失したとき。
- (3) 甲が土地等を他の用途に供する事由が発生したとき。

(原状回復)

第8条 乙は、第6条の契約期間を満了したとき、又は前条により本契約を解除されたときは、速やかに土地等を原状に復して甲に返還しなければならない。

(疑義の解決)

第9条 この契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

### 物件目録

- 1 土地等の所在 (地番) 甲府市 \_\_\_\_\_
- 2 土地等の登記簿地目 \_\_\_\_\_
- 3 地積等 \_\_\_\_\_ 約 1 m<sup>2</sup>
- 4 消火栓器具格納箱設置場所付近見取図 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 自治会 \_\_\_\_\_

※消火栓器具格納箱の設置場所と、付近の消火栓を1ヶ所赤色で記入してください。  
※地図等、印刷物の貼付はしないでください。